



あそ雪の広場

とうべつ議会だより

おもな内容

- ▶ 第6回定例会 議案審議 2
- ▶ 平成7年度決算審査報告 3~4
- ▶ 議員提案・委員会報告 4~7
- ▶ 一般質問 8~20
- ▶ 第2回臨時会 委員会報告 20
- ▶ 議会会議出欠一覧表 21
- ▶ 議会のうごき 22



議案審議

第6回定例会

当別中学校特殊教室改修工事 補正予算など十二議案可決

H8.12.11~16
(14・15休会)

課しないため、条例の一部が改正されました。

□ 団体営土地改良事業の施行について

平成八年度に創設された基幹水利施設管理事業の実施にあたり、従来の管理主体である土地改良区から市町村に管理移管されることとなり、団体営土地改良事業として施行することを可決しました。

□ 平成八年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

老人保健拠出金一千七百七十四万一千円の増額と、保険給付費一千六百十三万二千円の減額が主なもので、歳入歳出予算総額が十四億八千二十万八千円になりました。

□ 専決処分の承認

平成八年度当別町一般会計補正予算（第五号）は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費千二百二十二万一千円を増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億五千七百二十一万円とした専決処分が報告され、承認されました。

※札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会

委員長 小武 正寿議員
副委員長 竹田 和雄議員

□ 札幌広域市町村圏振興協議会の廃止について

札幌広域圏組合の設立に伴い、札幌広域市町村圏振興協議会を廃止する提案がされ、議会は、札幌広域圏組合設立に関する審査特別委員会に審査付託しました。

条例の一部を改正する条例について
国家公務員の一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、当別町職員の給料月額、扶養手当、宿日直手当のうち基準額に加算する手当の改定を行うとともに、平成八年度に限り寒冷地額等の改定をするため、条例の一部が改正されました。

□ 中小屋揚水機場の管理事務の受託について
団体営土地改良事業として中小屋揚水機場の管理について当別町は、新篠津村及び月形町から事務委託を受けることを可決しました。

□ 平成八年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第二号）
建設費七百八万六千円の減額が主なもので、歳入歳出予算総額が十億八千六百七十三万六千円になりました。

□ 平成八年度当別町水道事業会計補正予算（第三号）

収益的収入に補償金を減額し、同支出において工事請負費を増額。

□ 監査委員の選任について
吾妻鐵造氏を再任する提案がされ、原案同意されました。

□ 平成八年度当別町一般会計補正予算（第六号）

老人保健特別会計繰出金九百九十三万三千円、国民健康保険特別会計繰出金一千百九十万六千円、当別中学校特殊教室改修工事一千八十六万一千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億九千五百四十四万一千円になりました。

□ 当別町税条例の一部を改正する条例制定について
地方税法の一部改正に伴い長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例等の改正をするため、条例の一部が改正されました。

□ 美原揚水機場の管理事務の委託について
団体営土地改良事業としての美原揚水機場の管理について当別町及び江別市は、新篠津村へ事務委託をすることを可決しました。

□ 平成八年度当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
新用途地域の決定に伴い、太美地区の用途区域内について、当分の間都市計画税を賦課するに決定しました。

□ 平成八年度当別町水道事業会計補正予算（第三号）

資本的収入に企業債を減額し、道補助金及び工事負担金を増額しました。

□ 当別町職員の給与に関する規定に関する条例制定について
新たに当別幸町土地区画整理事業を施行するため、条例を改正するに決定しました。



代表監査委員に 吾妻鐵造氏を再任

平成八年十二月十四日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。

同氏は、弥生に在住し、七十三歳。

第六回定期会（十二月十五日）において、全議員で構成する各会計決算審査特別委員より各項目にわたり意見を付し、十二月十一日の本会議に報告の後、全会一致で認定されました。

委員長 小武正寿議員
副委員長 湯浅俊一議員
報告書起草委員 竹田議員・田畠議員
内海議員・後藤議員
木屋路議員

平成七年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、下水道事

平成七年度における本町一般会計の決算額は、歳入総額一百四十四億七千五百六万五百零六百七十九万九千四百十円で差し引きすると、七千八百二十六万八千百七円の黒字決算

業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計決算について、平成八年十一月十四日、十五日、十八日、十九日、二十一日の五日間に亘り、慎重審査の結果、次の意見を付して認定することが適当と認めた。

一、一般会計 記

(一) 黒字決算について

平成七年度における本町一般会計の決算額は、歳入総額一百四十四億七千五百六万五百零六百七十九万九千四百十円で差し引きすると、七千八百二十六万八千百七円の黒字決算

收入率は、前年度より〇・〇一ポイント減少し、町税における収入未済は、依然として高額であり、徴収努力は認められるが、不納欠損額は三四・〇二%増と年々著しく増加している。納税に対する住民意識の向上、他税との重複滞納等、総合的な徴収対応に努められたい。

又、公営住宅使用料の収入未済も、一六・三三%増と増加傾向が顕著であり、関係部局との緊密な連携を図り、滞納者個々の事情に即した徴収手法等十分な対応をすべきである。

(二) 歳出について

平成八年十二月十四日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は満場一致で同意しました。

同氏は、弥生に在住し、七十三歳。

平成七年度各会計決算審査特別委員会報告書

れたい。
ロ・当別町表彰条例、規則に基づき、町の表彰を行つてゐるところであるが、公平を期す意味からも、条例、規則に添つて当別町表彰審議委員会に諮問され、当別町最高の権威ある賞としての位置付をさせたい。

本特別会計は、九百五十二万六千六百九十九円の黒字決算となつてゐるが、基金取り崩しによる繰入金四千万円があり、厳しい決算となつてゐる。保険税収入未済額は、一億一千百三十四万七千八百二十七円と対前年微減となつてゐるが、不納欠損額が九二・九%と大幅に増加し、憂慮される状況になつてゐる。

徴収事務の研鑽に努め、未納額の減少に鋭意努力されると共に被保険者の健康増進を図り、早期発見、早期治療に努め医療費増嵩に歯止めをかけ適切な運営執行に当らねたい。

二、国民健康保険特別会計

三、老人保健特別会計

教員住宅の空戸数が数多く見受けられ、この実態の原因を調査して環境整備等を含めた整備方針を早急に検討し、空戸数の減少を図る方策等も合わせて検討されたい。

本特別会計は、九百五十二万六千六百九十九円の黒字決算となつてゐるが、基金取り崩しによる繰入金四千万円があり、厳しい決算となつてゐる。保険税収入未済額は、一億一千百三十四万七千八百二十七円と対前年微減となつてゐるが、不納欠損額が九二・九%と大幅に増加し、憂慮される状況になつてゐる。

徴収事務の研鑽に努め、未納額の減少に鋭意努力されると共に被保険者の健康増進を図り、早期発見、早期治療に努め医療費増嵩に歯止めをかけ適切な運営執行に当らねたい。

本特別会計は、実質収支において七百二十四万四千二百九十二円の黒字決算となつてゐる。対前年一人当たりの医療費は、〇・六%減少しているが、今後共、高齢者人口の増加に伴い、医療費の増加も十分予測されるので保健意識の向上、各種検診を通した疾病の早期発見等、受診の促進に

議員提案**第6回定例会**

□現行の「夫婦同氏」制を堅持し、所謂「通称制度」の法制化を求める意見書
※可 決 (賛成多数) 詳細は別掲
(意見書提出)

平成9年第1回臨時会

H9.1.10

□平成8年度当別町一般会計補正予算(第7号)

温泉ノ沢川及び曾根の沢川に係る災害復旧工事実施設計委託料250万円を増額し、歳入歳出予算総額が123億9,794万1,000円になりました。

平成9年第2回臨時会

H9.2.14

□平成8年度当別町一般会計補正予算(第8号)

温泉ノ沢川外2カ所に係る公共土木施設災害復旧工事3,381万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額が124億3,169万2,000円になりました。

□平成8年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

ゼロ国庫債務負担行為により、当別公共下水道雨水管渠布設工事を施行するため、5,000万円を限度として債務負担行為を追加しました。

□町の区域の設定について

わかりやすい町名の整備を図るため、字西小川通の一部、字東小川通の一部、字田の沢の一部、字材木沢の一部、字弁ヶ別の一部、当別町の一部を六軒町に、字対雁通の一部、字川下通の一部、字東裏の一部、当別町の一部を対雁に新たに画しました。

委員会報告**第6回定例会**

文教厚生常任委員会中間報告

本委員会は、平成8年10月25日、11月13日、12月3日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記

○幼稚園バス運行に関する陳情書

年々増加する国道の交通量は、幹線国道に匹敵する状況の中で、栄町から当別幼稚園への通園、特に冬期間の当別橋は非常に厳しいものがあり、地域の実情は十分理解出来るものである。

理事者は、国道等の整備を上級官庁へ要請するものとし、又、町道部分の道路整備、更には交通安全対策として、幼児、老人、病院通院者等の利便性、安全性を考慮したバス運行を検討し、教育委員会においては、町と連携しながら地域住民の意見を適格に把握し、スクールバスの運行等を含め、町全体として一体化した方針を早急に検討する様、強く望むものである。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成8年12月3日

議長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

四、下水道事業特別会計
努められたい。
本事業会計は、実質収支において、七百七十五万三千百七十八円の黒字決算となつている。現在の水洗化率は、約八六%である。未実施者についても普及促進が図られるよう、あらゆる機会を通じPRに努められたい。

六、水道事業会計
分担金の収納率は五三・四%と低率であり、受益者に理解を得るよう今後も努力を続け、収納率向上を図られたい。
本会計は、収益的収入四億円、支出四億八百五十七万七千九百九十四円であり、当年度純利益は五百八十万四千五百三円となり、当年度未処分利益剰余金も二千万八千七百五十六円となつており、一定の評価が出来るが更に一層の企業努力を發揮されたい。

以上本委員会の報告とする。
平成八年十一月二十一日
議長 青山 義虎様
委員長 小武 正寿
平成七年度当別町各会計決算審査特別委員会
平成八年十一月二十一日
議長 青山 義虎様
委員長 小武 正寿
記

学園都市線電化・複線化促進特別委員会中間報告書

本委員会は、平成8年6月13日、9月19日、11月15日、12月2日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり中間報告する。

記
本委員会は、電化・複線化について慎重に審議を重ねているところであるが、11月26日には北海道運輸局、JR北海道、又、11月27日から28日には、運輸省及び道内選出国会議員に対し、軌条強化及び電化の整備促進、連続立体交差事業、複線化延長の促進、当別駅での乗換の解消及び通勤、通学者に副う列車ダイヤの設定、建設財源の確保等について陳情を行ってきたところであるが、石狩川に架かる篠路鉄橋も平成9年度着工の見通しが明らかになり、今後に於ても沿線住民の期待とより一層の地域発展のため、期成会との連携を密にしながら上級官庁への要請活動を引き続き進め、実現に向け、更に最大限の努力を望むものである。

以上、本委員会の中間報告とする。

平成8年12月2日

議長 青山 義虎様

委員長 川村 弘司

今回の改正案の要綱では、子供の姓は婚姻の際、夫婦が決めるところとされている。しかし、夫が子供の姓を母方のものにすることに同意しなければ、家名存続というものはあり得ないと考えており、あくまでも夫の理解が大切であると言える。現制度を有効に活用する事によつて私は可能ではないかと考える。

う近づいてきている今の制度の改正との兼ね合いで、憲法の精神に照らした形で回答願いたい。

反對討論

柏樹議員 私も身近な方にいろいろ聞いているが、別姓制度を自分がとるかということについては、知らないだろうと。しかし、子供達がそれを望んだ時には、それは子供達の自由だ、そういう意見が今、若い世代に多いし、私達はそういう点では、そういう方向づけが今までの歴史的な背景から必要ではないかと感じている。最近、女性差別の撤廃条約が出てきたり、それから子供の権利条約、いろいろな国際的な条約が結ばれて、そういう中で男女の平等の問題等が取りざたされて、特に今回の提案の民法上の改正というものは、結婚だけではない。婚姻だけではなくて、相続制度だとか、さまざまな問題とも触れている。私達共産党としては、これは非常に中身としては不十分さはあるが、太筋としては積極的な意見を持

つものであり、そういう理解をしている。そういう点で、先ほど質疑の時述べたように、著しい不都合だと不利益を与えているとすれば、それを解決するためには、別姓制度の導入が望ましい。今の同氏制では、解決できないと思っている。家族の絆を崩壊させるとか、家族の縦の連帯、日本人の倫理観、道徳観の崩壊を懸念する意見もあるが、私はむしろ夫婦や家族の絆というのは、そういう姓で結ばれているんではなくて、愛情によつて結ばれているのではないか。一緒に生活している中で育てていくものが、夫婦や家族の絆ではないか。姓だけでつながっているのではないかというふうに考える。そして、すべての夫婦に別姓を義務づけるものではない。そういう立場で、若い人々に同氏制を押しつけるというか、それを堅持するという提案は、賛成できない。

贊成討論

木屋路議員　総理府のアンケート調査結果を分析すると、一つに夫婦同氏制支持者は六二・三%で、夫婦別姓を認めて構わないとする者は、三二・五%である。二つ目には、更に改正容認者については、その必要性を感じている人は、三二・五%の内、わずか六・三%に過ぎず、アンケート回答者の五・三%に過ぎない。この結果は、前回より減少している。三つ目は、全国人民に置き換えると、成人男女の九四・七%は夫婦別姓など希望していないという見方が結論として導き出される。

このように、世論が必ずしも導入推進の意向、意思表示をしていないのに、なぜ法整備省や一部の議員が国民の声を聞かず、この法案の制定を急ぐのか理解できないし、この意見書の性急を要する必要性がここにあるといえる。

推進論者の中には、別姓導入の一つの理由として、少子社会の出現によつて家名を維持するためとも挙げている。しかし、この制度によつて家名の存続を図るのは不可

能である。なぜなら、娘が家名を継いだとしても、その子供が家名を継がなければ、その段階で家名は絶たれるほかない。又、その維持というのであれば、我が国は伝統的養子制度があり、その運用によって家名維持は十分に出来るのである。

推進論者は個人権利を強く主張するが、個人主義の行き着くところは家族の解体であり、最大の被害を破るのは子供たちである。個人主義の国アメリカでは、毎年二百万人の子供が自分の親の離婚に巻き込まれ、こうした家族の在り方が青少年犯罪など、社会問題に反映しています。私達は、この苦悩に学び、我々の祖先が嘗々として守り続け、育んできた制度を守り抜き、地域の構成基盤である家族、家庭の崩壊を招きかねない夫婦別姓制の導入を破棄し、現行の夫婦同氏制を拡充して、民法の精神を守りつつ、改姓による不利益をこうむつていると感じている人々を救済するためには、いわゆる通称制度の具体的検討を再度行い、可能な範囲で法制化を推進するよう強く要望する。

以上、意見書に対する賛成意見とする。

札幌広域圏組合の設立に関する

審查特別委員会報告

第一回臨時会 H九・一・一〇

。私なりに賛成の立場から
審査特別委員会において、
時間かけまして論議を重ね
きた札幌広域圏組合である
し上げたい。

第一回臨時会に於て、平成八年第六回定例会で付託された議案第四号、五号について、委員会報告がされ、二議員が登壇し、反対、賛成討論が行われました。採決は賛成起立によつて行われ、賛成起立多数により、原案どおり可決しました。

札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会報告書

月二十四日、二十七日にわたつて開催し、町理事者の出席を求め、付託をされた平成八年第六回定例会議案第四号、第五号について、慎重審査の結果、次のとおり報告する。

たつて、理事者は十分協議事項を整理し、議会に対し、その対策を速やかにされ、また町の権能を侵されることのないよう強く望み、本件妥当と認め採択するものとする。

以上、本委員会の報告とす

たつて、理事者は十分協議事項を整理し、議会に対し、その対策を速やかにされ、また町の権能を侵されることのないよう強く望み、本件妥当と認め採択するものとする。

以上、本委員会の報告とする。

平成八年十二月二十七日

政治の侵害がされる危険性を持つている。特別委員会でも私どもも指摘をして、町長はこれについては町長なりに努力をされると言っているが、この組合の行ういわゆる共同処理事項が、厳密に言うと目的があいまいである。内容についても今後どこまで行う、

平成八年十二月二十七日
議長　青山義虎様

委員長 小武正春

反對討論

柏樹議員

十二月議会で提案

議案第四号 札幌広域圏組合の設立について
議案第五号 札幌広域市町村圏振興協議会の廃止について
札幌広域圏組合の総合的な計画の策定及び、これに基づづく施策の推進に関する事務を共同処理することを目的に設

立される組合についても必要性を認めるが、この計画が二年前より進められているにもかかわらず、議会に対し何ら相談、協議もなかつたことに對しては誠に遺憾である。

されて、特別委員会で今報告された札幌広域圏組合の設立について、次に述べる見解によつて反対討論を行う。

広域市町村圏組合の設置といふのは、国の広域行政への移行といふ位置づけの中であつて、地方自治体の権能といふ立場から言つて、その地方自

であつて、組合の目的がともすると札幌市のための組織になる恐れがぬぐい去れないことである。地方自治体がその地域の住民に対する基本的な責任を果たすという立場から

贊成討論

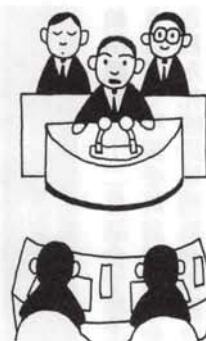
川村(弘)議員 全体において、札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員長より慎重審査の結果の報告があつ

以上を勘案し、本件については二月一日設立に向けた本町の意思を伝えるべく、賛成するものである。委員の皆さんのご賛同を切にお願いして私の賛成討論とする。

第6回定例会

一般質問

町政執行に七議員が活発な論戦を展開



町民の立場に立った
平成9年度予算編成を

堀 梅治 議員

町長の政治姿勢について
多くは農民も商店の方々も、
今、暮れを迎えて町民の

勤労者も青年も婦人も、長引く不況と、とりわけ今年の天候不順による農家の冷災害等も含めて、町民に暗い影を投げかけている。町民が、町が掲げる三月定例会の予算編成を見て、不安の少しでも消えるような予算になつてもらいたいという私の願いから、当面の幾つかの課題について町長の考え方をだし、その議論の中で予算編成に少しでも大きな影響を与える消費税の問題である。私どもは、この消費税の三%据え置き、強いては将来に向かつては消費税を廃止させ、直間比率を少なく

影響はどうなのか。又、消費税を直接取らないで内税で処理している商店がどのくらいあるのか。少なくとも、そういう状況が町財政にどんな負担になるのかということも含めて、町が思いやりのある新年度に向かっての決意ある予算づけを心から期待しながら伺いたい。

町長 町内における各勤労世帯、農家世帯等に与える影響額、並びに内税方式ないし、消費税転嫁をしていない商店の数については、現在計数的に行なう。次に町財政に与える影響については、不透明な部分もあり、あくまで一定の想定のもとに試算すると、現段階

とも累進課税による所得の多い人たちから直接税でいただくという精神に基づくことを基本に据えて、これからも運動を続けていきたいと思つてゐるが、5%に消費税がなつた場合、影響はどうなるのか。今日の新聞によると、四人世帯で七百万程度の普通のサラリーマンで八万円位の一人当たりの増になると言つてゐる。当別は七千何百戸の中でもどんな影響を受けるのか。

農家の消費資材に対する影響はどうなのか。又、消費税を直接取らないで内税で処理している商店がどのくらいあるのか。少なくとも、そういう状況が町財政にどんな負担になるのかということも含めて、町が思いやりのある新年度に向かっての決意ある予算づけを心から期待しながら伺いたい。

次に、国の官・財・企業との癒着をどう受け止めているかという問題であるが、厚生省汚職、それとどまらずそれらの省庁の汚職が枚挙に



当別町商店街

いとまのないほど取り上げられている。当別町でも不祥事の問題がこの議会で大きく議論をされた。幸いなことに収賄のお金が動いていなかつたことが、非常に残念である。年金生活者やその他に与える影響というのは図り難いものがあり、それらを推測しないでもし明年度の予算づけを行ふ場合は、弱者に対する対応の遅れを来すんではないかと懸念をするわけである。弱者の調整をどうすればいいのかと懸念をするわけである。弱者の調整をどうすればいいのかといふことが当然議論になつて欲しいと思うし、肝に命じて行政の執行に当たつて欲しいと特に希望する。

次に、国の官・財・企業との癒着をどう受け止めているかといふ問題であるが、厚生省汚職、それとどまらずそれらの省庁の汚職が枚挙に

では概ね一千万円程度の減収になるものと見込んでいる。問題がこの議会で大きく議論をされた。幸いなことに収賄のお金が動いていなかつたことが、非常に残念である。年金生活者やその他に与える影響というのは図り難いものがあり、それらを推測しないでもし明年度の予算づけを行ふ場合は、弱者に対する対応の遅れを来すんではないかと懸念をするわけである。弱者の調整をどうすればいいのかといふことが当然議論になつて欲しいと思うし、肝に命じて行政の執行に当たつて欲しいと特に希望する。

次に、国の官・財・企業との癒着をどう受け止めているかといふ問題であるが、厚生省汚職、それとどまらずそれらの省庁の汚職が枚挙に

農業及び商店の經營を

問 日本の国は、人口比率で世界で二%だそうだが、食糧を輸入している比率は、世界の輸出量の八%で、これら見ても日本の食糧輸入率がどんなひどいものか、わかると思う。輸入をして減反を農家に押しつけ、今年度末では、三百万トンにも及ぶ米が余り、倉庫に山積みにされている。そのうちの百万トンを超えるものは、外米である。

こんなことが日本の政治の中で許されて、そして財政再建をしなければならないから消費税を取るとか、補助金漬けになつて、いるから農民はだめなんだという言葉が、果たして通用するのかとの思いでいっぱいである。

この議会にもミニマム・アクセスで輸入された米は、全部海外援助米に回すという請願書も提出されている。

町長は、国に向かつて新しい新食糧法によるこの農業の現状を踏まえて何を要望し、示そうとしているのか伺いたい。又、今年の秋の冷災害で負債が増え、M資金やL資金で対応しきれないで、更にお金を借りるような農家にどん

な手立てをしようとしているのか伺いたい。次に、商店の現状であるが、こういう農業の現状から商店は大変な事態を迎えていると聞いている。

工業についても、企業のトップクラスの人においても、一〇%から二〇%くらいの工事が減るだろうと言わせていく。

をしていく。次に商店の現況に対する認識と対策についてであるが、中小企業、特に小規模事業者にとっては依然厳しい経営状況に置かれており、スーパーなど町外の大型店に消費が流出しているのが現状である。活性化のためには、各商店の積極的な販売促進等の自助努力に加えて、関

六月議会の答弁を一步でも一歩でも前進させる形の答弁を期待したい。

差し当りの問題、これを整理しなければ、子供たちは救われないと思う。将来この保育所は、こうしたいと思ってるので、それまでは水洗化もない、修理もない、何もしないで放置する。そういう町政は、あつてはならないと思ふう。

当別では、ラルズだけが壺り上げが伸びて、ほかの商店は軒並み減っていると言わわれている状況の中で、それらの対応についても、明年度に向けてどんな展望を町長は示そうとしているのか伺いたい。

町長 本年は春先よりの異常気象により、冷害は回避されたものの、総じて主要作物は減収となり、加えて新法施行に伴い流通、備蓄についても生産者負担と入札価格が基準価格を下回る結果で推移している等、農家経済も厳しい状況と認識している。私は、幹産業は農業と位置づけて行政を推進をしており、今後も国に対して農業施策の充実を関係機関と要望するとともに、内外農家の資金対策など農業団体と連携し活力ある農業委員会の要望を踏まえ、農業を守り発展させるため、農業団体と連携し活力ある農業、農村を築くため更に努力

係団体などの支援が必要と考えている。私は、商工会や商店街振興、駐車場設置に伴う補助事業、中小企業特別融資なども今後継続して対応していくきたいと考えている。又、本年三月当別商工会に設置された商工会まちづくり委員会等の意見を聴取しながら、町内外からも買い物がしやすいような商店街の環境整備をさらに押し進めたい。

れる。なお、国の定めるゴールドプランの基準では、増設及び新設が許可される状況になつていいないが、本町は、急激な人口増加が続いており、今後の高齢者人口の推移を見極めるとともに、近隣市町村の老人ホーム設置計画との調整を図りながら検討していく。

なつているのか。子供の通学路には、歩道がなければならない。しかし、当別町の教育の中身、そんなに進んでる状況ではない。明年度の予算にづけられるように、去年までは歩道のないところを何人の子供に通つてもらつたが、本年度はこれだけ減ると。危険な箇所は幾つあつたが、幾つ減らしたと。このような、町長と教育委員会の誠意ある答弁を求める。

画的に整備を実施していく。

次に、通学路の安全対策としての歩道整備については、各学校、幼稚園、保育所のスクールゾーンを基本に整備を進めているが、今後も教育委員会、学校、地域父母とも相談しながら交通安全施設整備に努めていく。

教育長 子供たちの通学の安

全確保のためには、歩道が必要であると考えている。

しかし、現状では歩道が設置されていないところもあることから、その整備に向けて町、道、国に対し強く要望している。

問 教育長から、通学路に対する歩道のないところもあるというが、もし、子供が交通

事故にあつたら、教育委員会は悔やまれるのではないか。

急にできなくても教育委員会は、教育委員会として年次計画を立てて、差し当たりの問題も含めて町にできるだけ早い時期に問題提起すべきと考

えている。答弁はいろいろが、悔いを残すことのないよう特に注意を喚起しておく。

改良工事については、鉄北通線改良工事の継続事業として事業採択されているが、事業

着手の見通しが立っていない状況である。この道路は地域住民の生活道路、あるいは墓地に参拝される方々など数多く利用されている道路でもあるので、一日も早く道路改良工事を遂行されたく考えていいので、いつ頃着手する考

なのか伺いたい。

町長 本路線の改良工事については、材木川の河川改修による橋のかけ替えが伴う事業となるので、今後、道の河川改修工事の状況等を判断しながら、早期に着工できるよう

努力していきたいと考えている。

交通安全対策について

問 関係住民が待望久しかつた材北農免道路整備事業が本年十月末に完成を見たが、この間、この事業に携わってきた町行政各位の努力によつて完成を見たことに對し、深く感謝を申し上げるものである。



木屋路喜一郎 議員

土木行政について

町道の補修整備各事業について、報道機関紙等による各種事業補助予算を削減する旨の報道がされているが、町道の補修整備各事業等は、平成九年度においても継続的に事業を促進することができるのか伺いたい。

次に、町道二十二線についてだが、この道路は農産物集荷に重要な道路として考えて

おり、関係地域住民とともに幾度となく要請を重ねてきたが、町債も膨らみ町財政が厳しいことから今着工はされてい

るがなかなか進んでいないのが実情である。町道二十二線は、年々利用者増大している状況であり、ますます重

めの路線になつていると考えている。地域住民の要請も強まつてきているので、道路改良工事を継続事業として実施を考えている。

問 町道材木沢一号線の道路

工事の完成はいつごろまでにと考えているか伺いたい。

道路整備に伴う 交通安全対策は

道



町道田ノ沢線

町長 材北農免道路の開通に伴う交通安全対策は道路整備とあわせて警戒標識、案内標識、ガードローブ、照明灯の整備も行つたところであるが、国道三三七号線の交差部については、本年十月に一時停止標識が設置されている。

又、速度規制については、国道三三七号から道々望來当別線の間は、本年十一月に時速

いる子供がいるわけであるから、早急に取り組みを前向きの姿勢で検討願いたい。これは、答弁は要りません。

次は 隅雪の詩問題について
てだが、平成七年度は近年に
ない豪雪であり、大変な苦労
と関係者は貴重な体験をした
年であった。去年も大変地域
の人から話題になつた二・三
点まとめて伺いたい。

二点目は、地吹雪、その他
によって夜間、車の通行が困
難な時に、緊急車両の出動を
必要とした場合、この道路の
除雪等については、どこに連
絡したら良いのか。

町長 か、役場か、又は警察に言つたらいいのかと、迷うこともあるので、明示願いたい。

施基準については、町道・市街地区の主要幹線道路、通学路等において幅員確保が困難となつた場合、除雪の状況を考慮し、路線ごと又は、地区ごとに隨時排雪している。尚私道については町道排雪時に取りつけ部分の段差解消のため、一部排雪する場合もある。



JR石狩大美駅

問 各種選挙に対して公平か
ということであるが、本年は
衆議院議員の選挙が実施され

三點目の除雪に関する問い合わせ、苦情などについても町建設課に連絡を頂き処理することを基本としており、一般的苦情、問い合わせについては町が対処することとしている。

り委託業者に連絡を取り対応する。又、休日夜間についても、町の宿直員に通報があつた場合建設課担当者に連絡を取るようしている。

が、原則として排雪はしていない。

卷之三

JR

石狩太美

美駅

卷之三

卷之三

た。日頃、町長が言っている一党一派に偏しない態度で終始これを貫いてきたかどうか

え、地域の実情を加味しながら地域住民の要望、意に沿つた速やかな対処をすべきと思

いが、平成七年度より広報「うべつ」に掲載しており、本年度も掲載を予定している。

問 去る本年九月の中小屋小学校の火災は、町長はじめ関係者、地域住民、特にこの学校で学んでいた小学生の皆さんは大変大きなショックを受けたと思う。心から同情とお見舞いをするところである。

陳情書が提出されたと言うが、地域を語る上には、学校の伝統を語らずしてそういうものはないと思うので、様々な条件あるいは、また将来的展望もあると思う。どうか、義務教育の小学生の将来を考

寄せていただくことを目的として、平成六年六月に役場庁舎や出張所など六カ所の公会堂等の件数は、今年四月以降十一月まで二十四件であり、内容はすべて部、局長以上に因知し、要望等に回答できるよう努めていると共に、要旨項目別に分類をしている。

又、氏名の記載のあるものについては、それぞれ担当課から文書、電話等で回答する取り運びとしている。なお、無記名のものは、全件ではな

等の公共施設に備えつけた、と考えている。

今回の貴重な提言、意見を十分参考とし、今後の行政政策、又は新計画に反映させたいと考えている。

町長 本年実施された衆議院議員選挙については、一党一派に偏らないという私の政治信条に基づき、要請があつた場合は、スケジュールが許す限り公平に激励をしている。

又、娘が当別に住みたいといふことで来たことは、その通りである。

意見を聞くということで出生機関に公聴箱等を設置して、町民からの意見を収集しているが、年間の投書数と処理方法として、内容ごとに分析、分別記録をしたり、町民へ回答をしているのか伺いたい。

町長 公聴箱は、町政に対する要望や意見を簡易な方法で

町長 応募総数は、二百八十九点で、去る十二月七日に十五名を優秀作品として表彰したところである。優秀作品三点を広報紙に全文掲載し、広く市民の皆様に読んでいただき懇親会を設けたと考へており、更に受賞作品十五点の作品集を公民館、体育館、太美出張所

又 島田議員が本年九月の臨時議会で町長の娘さんが平成五年、前の町長選挙当時に住民票の移動をしていたのではないかという発言部分があつたが、これは、事実だつたのか伺いたい。

田長 この関係については、昨日の予算審議において田畠議員に答弁したとおりである。

は
力多くの方に応募さ
優秀な意見ということで、十
五人の方が表彰を受けてい
る。

問 昨今、行政改革が呼ばれます。さまざまなことが地方分権進展と共に自治体にも下がっていくと思う。複雑多岐にわたる仕事が、役場の中にもじりこんだん降つてわいてくるとどうが、職員が対応出来る体制ですか。又、住民に信頼される職員、このような教育について

住民の理解を得られるまちづくりを

島田 裕司 議員



住民に説明したまちづくりを行っているのか

問 平成八年早々、本町地域、西部太美地域を都市計画法における用途指定の拡大、あるいは新規の指定を行つたわけだが、私は以前より特に西部

は、どのように行われているか伺いたい。町長 住民の要望に答え、町行政事務を的確に処理し、信頼される行政を進めるためには、職員は日常的な仕事を通

しての研鑽はもとより、各種研修にも派遣しているところである。又、新たな行政課題についても、その都度関係する研究会等に参加をさせていただきたい。

太美地区の指定においては、白地からの新規の指定ということもあり、行政は地域住民に十分な説明と理解を得られたよう努力すべきだと言つてきただが、現に西部地域の開発行為が行われようとしている住民に説明していたようなまちづくりを本当に目指しているのか、疑問視する声があるように聞いている。

そこで、今年用途指定された西部地域について特に伺いたい。スウェーデン大通の両サイド、国道三三七号線までの間約三十数糸、約六百五十区画、二千人規模の開発行為が既に民間の力で行われようとしている。三ないし四社が入り乱れて、おののおの宅地開発をそのブロックごとに計画している。そうだが、町民に説明したような整然とした町並み、都市機能を備えたまちづくりが本当に出来ると思つてゐるのか。それぞの各工区

ごとでは、異なったコンセプトの町が出来かねない。町としてどのようなまちづくりをこの地域に持つてあるのか。その行政の持つているコンセプトを示してもらいたい。町長 獅子内地区をゆとりある良好な住環境を目指した低層住宅地と考へ、用途地域の指定を第一種低層居住専用地区と定めている。このことから、住宅地の一区画当たりの面積を平均で二百五十平方メートルを確保することとし、適正な道路網及び公園の配置計画と合わせて給排水計画、その他の施設設計画についても企業者と協議をしながら取り組めている。又、スウェーデン大通線の沿道建築物についても、計画の趣旨を踏まえたスウェーデン風の建築を要請していく。尚、この地区の開発行為の企業者に対し、企業体による施行の指導については、民間の事業で地権者と企業者の合意に基づいて計画実施されるもので、企業体による指導は困難と考えている。

尚、各企業者の設計については、獅子内地区全体を一地区ととらえた中で、道路、公園等の公共施設を勘案した設計をするよう各企業者に指導をしている。又、西部地域の開発公社とも協議をして行きたいと考えている。

問 今年用途指定した区域以

都市計画公園整備計画については、市街地の状況とその利用効果について西当別連絡協議会の各駐在員と位置等について相談をし、中央地区と南地区に二ヵ所の近隣公園の整備を予定している。又、街路計画についても現在街路網について関係機関と協議を進めている。原案が出来次第、地元にも提示をし相談しながら取り進めていく。

問 今回、宅地の開発は全て民間主導、販売第一主義であり、地域住民のための公共施設の利便性、機能性といったものを考慮した配置といつたものは、どのように都市計画の中に反映させるのか。

又、関連して土地開発公社との協議をどのように行っていくのか、併せて伺いたい。

町長 今回指定した用途地域内の各種公共施設整備に当たっては、今後の人口増加の推移等を見極め、適正な配置を図つていきたいと考えている。

したがつて、公共施設用地の先行取得についても、将来人口を予測する中で位置づけをし、取得に当たっては土地開発公社とも協議をして行きたいと考えている。

外にも広域的な西部地区の下水道計画を既に平成六年までに町費を導入して調査を済ませているが、全体で百五十億にも及ぶとされるこの事業の全体計画は、どうなつているのか。年次計画や又、それに伴い汚水処理施設計画を含め同いたい。更に、将来の西部地域全体、農業集落排水地域、公共下水道地域、スウェーデンビルズ地域すべてを合わせて幾らの人口を想定して、下水道計画を立てているのか。

又、それは新総合計画と整合性があるのかも伺いたい。

二十年先を設定し、平成二十七年として公共下水道の基本計画を策定した。下水道計画区域の設定は、用途地域が決定されている区域、又、用途地域に隣接し、かつ将来的な市街化により、用途地域の指定がなされるものと予想される区域、及びスウェーデンヒルズのように大規模な宅地開発が進行しており、かつ下水道施設への取り込みが効果的であることが認められる区域を含めて、計画区域面積を四百五十五糸と設定した。国においては、五ヵ年ごとの年次整備計画を決定し整備率向上

を目指しているが、本町においても、これら上位計画と相まつた施設計画を立て、目標年次である平成二十七年に向けて当面は、平成八年度からスタートした第八次下水道整備五ヵ年計画として西部地区からの汚水を本町の処理場まで送り込む施設と処理能力拡大に対応するため、約二十八億円を投資しようと計画している。その後の整備展開は人口増に的確に対応するため事業認可を適宜に取得し、終わりなき事業と言われる下水道整備を推進していく所存である。

次に、人口推計は国内の経済状況や的格な将来展望が難しく現在作業が行われている新総合計画における数値が計画推計人口と異なる結果となつた場合、町の上位計画値として新たにとらえていくこととなり、下水道施設計画についてもその時点を見直しを行ふ事になる。

問 石狩太美駅以南から町道南四号線については、都市計画における乱開発の防止や高度の土地利用を真剣に考えるべき地域である。行政は、少なくとも都市計画が後手後手にならぬよう少なくとも新総合計画の中で、早急に対応す

べき課題であるので、その見解を伺いたい。

又 石狩太美駅南側から町道十七線を整備し、国道四号までの間をスウェーデン大通りという基本構想になつているが、その道路整備についてどのような検討をしているのか。そしていつから着工を予定しているのか伺いたい。

町長 平成十一年度からスタートする新総合計画樹立後に想定人口、土地利用計画との整合を図りながら都市計画の中で、十分審議していただく事項と考えている。又、スウェーデン大通の整備計画についても、用途地域の拡大との関連もあるので、都市計画マスターープランの中で位置づけをしていく。

問 この数年間の道央新道工事の関係や、それによる町道の迂回路等の問題で既存の町道、特に南三号、南二号線の道路損傷は激しく、その補修の頻度はひどい状態にある。早急に整備計画を示して欲しいと考へていてるので、その見解を伺いたい。



太美駅南側の町道17線

町長は就任以来、自分の政治信条をいかに職員に対し地方公務員としての倫理教育を徹底させていたのか伺いたい。

又、国は公務員の網紀肅正策として、この二十日にも決定を予定している。

問題を初め行政は関係地域住民の要望、声を十分反映出来るような、なお一層の体制を整えて欲しいので、その見解も併せて伺いたい。

町長 国道三三七号線の供用開始に伴う周辺町道の整備計画については、既に着手している西部南三号線、十五線の道路改良については、早期完成に向けていきたいと考えている。又、他の町道にも、損傷の状況などを判断しながら維持補修に努めていく。

町長の政治姿勢について 清潔、公平である。一党一派に偏らない中立公正、我々町民は町民の代表としての伊達町政をこの三年間、行政、姿勢を見てきた。

問 伊達町長の政治信条は、清潔、公平である。一党一派に偏らない中立公正、我々町民は町民の代表としての伊達町政をこの三年間、行政、姿勢を見てきた。

町長 私の政治信条については、毎年町が主催で行っているのに、なぜ利害関係のある建設業者とまた再度合わせ業務等を通じて、機会があるごとにその徹底を図っている。

次に、公務員の網紀肅正策については、地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たつては全力を挙げてこれに専念することの義務があると考えてお

り、より一層の職員の資質の向上を図るために、各種研修に職員を派遣し、新任職員に対しては、採用直後に私みずからも講話をしている。

尚、建設協会の開催するゴルフ親睦会へは、私が就任してから職員も含め参加していない。新年恒例会については、私と助役が出席していたが、今後は社会情勢等も考慮をさせ検討したい。

問 町長選挙のあつた平成五年四月十日に、町長の娘さん夫婦が当別町字大川上通六九一番地五へ大阪府箕面市より転入しているが、この住所は町長自身の住所ではないのか。なぜ、どのような理由で娘さん夫婦と一緒に住所を同じにすることになったのか。

町長 仮に娘さん夫婦が住民票だけを町長選挙のために三ヶ月以上前に移動し、現に約九ヶ月間にわたり、実際にはその間別々に生活をしていなかつたとしたら、これは間違いない。公職選挙法二百三十六条规定違反ではないのか、伺いたい。

町長 川村勇議員に答弁したとおり、娘の気持ちであり、家庭の事情もあり、プライベートなことであるので、これまで申し上げるつもりはない。

問　娘さん夫婦と二人の子供が、平成六年一月八日まで、町長の自宅で同居していたのかどうか。先日私は、選挙管理委員会において、平成五年七月の選挙人名簿を見てきたが、娘さん夫婦の二人の名前が選挙人名簿に載っているのを確認している。このこと

法を遵守した
政治姿勢か



泉亭 俊彥 議昌

は、まさに選挙人名簿に載せることが目的だったのではないのか伺いたい。

問 石狩町や広島町が今年九月市政執行した事を思うと、本町と行政格差が生じた現実を私達は直視しなければならない。何がこの格差を生じさせたか。結局は、行政がどんな政策を選択してきたか、行政能力が格差の原因であつたと考える。三月頃に町長、助役はじめ、町職員が多数事情聴取され、四月には現職部長が逮捕されると言うショックが連続して起きた。元収入役が逮捕され、誠に残念な出来事であつたと思つて

いるが、私は町民と行政サイドの者では認識のズレがあると痛感する。役人や政治家が税金を自分のお金の様な感覚で不正に使っている事に、国民は等しく大きな不信感を示している。本町に於ても公共事業を発注する税金を、町長や行政にたずさわる人が自分のお金と思つてゐるのでは無いかと疑いたくなる心情の町民が沢山いる。入札妨害事件に対する最終的な町長の処分案には、賛成多数でいかに議決されたとは言え、なぜ建設部長は役場に復職しているの

町長 元収入役山本の退職金の返済については、退職手当組合の見解では、条例、規則に基づき適正に処理をしていくとのことであり、その内容については個人のプライバシーの関係から聞くことは、できなかつた。

て、その見返りに町長印を押した公文書を偽造する約束を酒席で打合せていたことが裁判で明らかになつたが、その時捏造されたスキヤンダルが情報誌によつて全町にばらまかれた事実につながつたと考えられる。町長選挙を低俗化させる要因を、選挙管理委員会事務局長も務めていた山本氏が行つた行為は誠に残念であり、町行政のレベルの低さを示された思いで極めて遺憾である。

町長の娘さん一家四人が、平成五年四月十日に当別町字大川上通六九一番地五、つまり伊達寿之町長の所に住民票移動をしていた事は町長は否定していないが、職場は何処だつたのか。当別から毎日何処へ働きに行つていたのか。

子供さんは当時小学生と聞いているが、どこの小学校に入学していたのかも判らない。選挙管理委員長は町長の隣に住んでいるが、娘さんの家族が住んでいた事を認められますが。

て、その見返りに町長印を押した公文書を偽造する約束を酒席で打合せていましたが、その時捏造されたスキヤンダルが情報誌によつて全町にばらまかれた事実につながつたと考えられる。町長選挙を低俗化させる要因を、選挙管理委員会事務局長も務めていた山本氏が行つた行為は誠に残念であり、町行政のレベルの低さを示された思いで極めて遺憾である。

公選法施行令に名簿の常時調査整備と登録資格が有ると確認出来ないものは、登録してならない事になつてゐる。住民基本台帳に就学適齢期の児童が居ても、父母は何も手続きする義務はないのか。この点は、教育長に伺いたい。この一家は平成五年四月十

を標榜している伊達町長は、選挙に対して公正を宗として

日から平成六年一月八日まで当別に住民登録されているが、この間本当に当別に住んでいたのか。住民票移動の三ヵ月後、当別町長選挙が行われたが、住民登録だけして実際は当別に住まず、従前通り大阪府箕面市西小路四丁目十番三十五号損保会社の住宅で生活をしていたのではないのか。

憲法では、国民に転居の自由がある。しかし、同時に今回の娘さんの様な行為を禁止する為に、住民基本台帳法が定められている。娘さんの行為は、同法二十二条に違反して虚偽の届出に該当するが、まさか町長の娘さん夫婦が長期間に亘って法律を犯していない事を町長が知らなかつたとは思えないが、娘さんの住民票を議会に提出願いたい。娘さんが当別に住みたいと思つただけで移動届が許されるのなら、住民基本台帳などいらないのではないか。

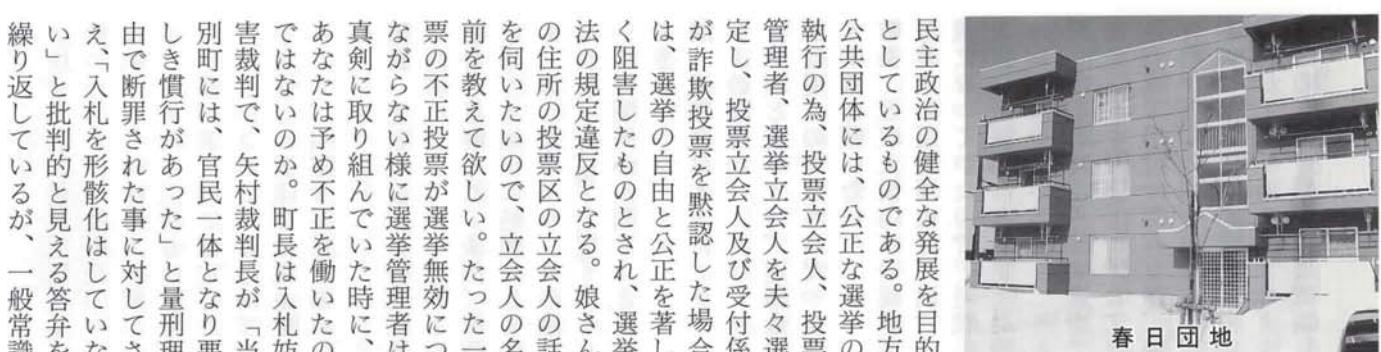
本件は、娘さんのプライバシーの問題だけではない。法律上の問題である。

公選法に違反していないか 住民票移動は、町長選挙の投票が目的でないのか。娘さん夫婦は、投票していないのか。選挙管理委員会の回答

を求める。投票の有無に係わらずなく、公職選挙法の詐欺登録等を記してある第二百三十六条の二「選挙人名簿に登録せる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に関し、虚偽の届出をする事によって選挙人名簿に登録させた者は六ヵ月以下の罰金禁固又は、三十万以下の罰金に処する」事になっているが、明確な答弁がなければ、この法律に違反した事を町長が認めたと理解してよいか。

この様な事をしたのは娘さん本人か。窓口に登録に行つたのは、伊達寿之町長自身でないのか。届出書を提示して答弁願いたい。

もしも、あなたが自ら届出をしているとすれば、刑法五百七条の公正証書不実記載罪にふれる重大な事件である。あなたは、清潔と公平公正を守つても議会と町民に唱えているが、娘さんの家庭の事情を言つただけでは、あなたに法律違反の疑惑を持たざるを得ない。明確に答弁願いたい。



春日団地

からは町長は遵法の精神が著しく欠けていると言わざるを得ない。住民基本台帳を預かる町長が不正をしていたら、今後選挙の都度、住民から移動届が出て来たら、誰がチェックするのか。

行政経験豊かな町長がなされる事ですか。公正証書原本不実記載罪の刑法百五十七条に触れている事もあるから、誠意を持つて答弁願いたい。

それでも公正な行政か

問 町長に伺うが、御主人は、

箕面市の牧落と言う町にある

会社の寮から毎日保険会社に

真面目に通つていたのではないか。子供さんは、箕面市立

箕面小学校に入学していたの

ではないのか。正確に答弁願

いたい。

教育長は、伊達町長の娘さ

んの子供に当別町の入学通知

書を出しているのか調べて答

弁願いたい。

箕面市立箕面小学校には、

市民として住民登録のない児童がいた事にならないのか。

箕面市教育委員会に問い合わせて答弁願いたい。選挙管

理委員会は本件について、道選管事務局に公選法第二百三十六の二に違反していない

かどうか、道選管の回答文書をいただいて下さい。これは、

町長の娘さんの問題だけでなく当別町の公明選挙の問題である。

是非、確認と回答を願いたい。又、公正証書不実記載の方は起訴期限は五年だから、町長の娘さんの話も聞きたいので、議会に御出席いただけます様、特段の配慮を議長に申し入れます。

町長 刑法、住民基本台帳法、公職選挙法をとらえて、違反するのではないかとの質問であるが、いずれも違反しているという認識はしていない。

島田議員にも答弁したところ、娘夫婦の気持ちであり、家庭の事情なので、これ以上答弁するつもりはない。

教育長 転校届が提出されいるかどうかの質問であるが、本人が届出しない限り、教育委員会では押さえられることができない。

教育長 転校届が提出されいるがどうかの質問であるが、本人が届出しない限り、教育委員会では押さえられることができない。

選挙管理委員長 従来から選挙事務については、公職選挙法を基本に公明、公正に取り組んでおり、今後も変わることなく進めていきたい。泉亭議員の発議の公明選挙の精神を尊重し、選挙事務を執行している。

問 私が質問した二十項目に對し、わずか数分の答弁である。特に娘さんの問題につい

問
補償関係交渉協議会との協議が数回行われ、地権者、起業者である道、町も含めて精力的に話し合いを進めてい る状況と聞いているが、附帯する課題として代替地の斡旋、借家人に対する公営住宅への優先入居、職業訓練等を含めた職業斡旋、更には移転に係る利子補給制度の確立、墓地移転先等の確保に対する対応策が急がれているものと



当別ダム上流対策の 基本的考え方

考えられるが、現状と今後のスケジュールについて見解を伺いたい。

又、上流対策として、道の事業区域上流端から四番川までの町が実施する移転事業の計画策定と基本的考え方について伺いたい。

町長 代替宅地の造成については、当別町土地開発公社に依頼して、公社では今年度内に造成地の用地買収を経て、平成九年度に造成事業に着手され、同年に完了予定である。

農地の斡旋については、農

業委員会の協力を得て希望地域の意向に基づき代替農地の斡旋に努めている。

又、代替地等先行取得の資金利子補給については、関係機関との諸手続きを経て、本年九月二日から町内五金融機関で融資が開始され、現在二件が融資を受け、相談業務については毎週火曜日、青山中央旧青山除雪センター内において、道とともに地域の方々の相談に応じている。

次に、借家人等に対する公営住宅への優先入居及び職業訓練等を含めて職業斡旋、更に墓地移転先の確保の件については、役場庁内で組織されている当別ダム対策連絡調整会議において協議しており、更には関係機関にも協力要請をしている。当別ダム補償交渉、協議を行っており、その進捗状況を見極め、本年度中に生

拡充整備事業と整合を取りながら実施していきたいと考えている。

高齢者福祉センター的施設について

問 現在、各種公的施設が計画的に実施されているが、在宅者である高齢者の日常的生活を支える立場から、保健研修機能、集会・交流等の機能、入浴等健康機能、さらにはデイサービス機能等を備えた施設を建設することについて町長の見解を伺いたい。

町長 町では、高齢化社会を迎えるに当り、高齢者の方々が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような社会システムづくりが必要と考えている。高齢者や介護に当たる家族が安心して生活出来るよう、医療、保健や福祉のサービス供給体制の整備充実を図っている。そのためには、平成十一年度を目標年度

A black and white photograph of a residential street in Nishikabetsu. The street is paved and leads towards a cluster of houses. On the right side, there is a row of single-story wooden houses with prominent chimneys. Utility poles with wires are visible along the street. In the background, more houses and trees are visible under a clear sky.

西当別中学校教職員住宅

慮した構造とするなど、併せて公営住宅整備計画の中で特に急がれるものと思われるの町長の見解を伺いたい。

次に、同地区に西当別中教職員住宅二棟八戸平家建てがあり、現在一戸入居、七戸が空いていると思われるが、この状況は既に長年続いている。

地域の環境、管理上においても問題があると思われるが、老朽更新の計画があるのか。

又、住宅が必要であるのか、教職員との協議をしていればその経過についても併せて町教委の見解を伺いたい。

町長 春日 団地建替事業が平成九年度に完了の予定であり、高齢者対策として平成五年度の建替から、一階入口のスロープ入口階段の踏み面部分を広くとり、高さを低くしたり、雁木、階段の手すりの取りつけ、あるいは居室の床は従来の敷居の高さをフラット仕上げにし、段差解消等をして建設している。又、今後においては本町の公営住宅の現状分析、将来の予測及び需要の推計等を的確に予測し、適切な供給と配給を目指し、団地ごとの活用方針を策定するだけでなく、すべての団地

の総合的で合理的な建替計画を策定する再生マスタートップランの策定を検討していきたいと考えている。

教育長 太美地区には管理職

住宅を含め、三ヵ所十二戸の教員住宅がある。そのうち、五戸に教職員が入居しており特例入居が四戸となつて

いる。

教職員の異動時に住んでもらうようお願いをしているが、持ち家、あるいは家庭の事情等により住んでもらえなのが現在である。今後、更新計画も含めて教職員のニーズを掌握する中、努めて教員

住宅に入居してもらうよう検討していきたい。

地方分権勧告は大詰め、

現時点での見解は

問 地方分権推進委員会は、今年末にも第一次勧告を出す予定である。勧告は政府に尊重義務を課しており、これに基づいて法改正を行うことと思われる。

従つて、機関委任事務の廃止に伴い、一つ目には国の直接執行事務、二つ目には決定受託事務、三つ目には自治事務、四つ目には廃止する事務と、この四つの区分をしようとするもので、国の関与は法

令に基づくものに限定をされる。又、全体的に地方議会の権限の範囲が広がること。治体として現時点でどうしたらいい。

町長 私どもが分権の柱と考えている補助金と税財源問題の勧告は先送りになつてしまい、概して基礎体力の弱い自治体にとつては、機関委任事務の廃止や補助金の整備で権限と財源を得なければ、自己決定権を確立でき得ず、地方分権は進まないと考えている。

町長 私どもが分権の柱と考えている補助金と税財源問題の勧告は先送りになつてしまい、概して基礎体力の弱い自治体にとつては、機関委任事務の廃止や補助金の整備で権限と財源を得なければ、自己決定権を確立でき得ず、地方分権は進まないと考えている。

もう一つ、約束したというのは今年度の道民スポーツ大会の結団式で、サッカーに対するグラウンドは次年度に検討すると。町長みずから、道民スポーツ大会に出る人方への激励の一端であろうと思う。

しかし、自分が吐いた言葉というのは、これは財政が大変厳しくてもやり遂げなければならない。もうそろそろ場所の選定をしなければならないのではないか。

第三次総合計画の中では、西地区に幼稚園の場となつてている。民間の幼稚園が資金難で辞めたとしても、町長初め教育に係わる人方はびっくりしただろうと思う。しかし、失火は草を焼くためにバナーを使つてやった。痛ましい事件だと思う。九月の議会の時、教育長にこのけじめを

問 今年の一年間というのは行政においても、又それぞれ違う。それは我々同僚議員が、部長に、助役に、それぞれの立場でお願いをした。そのことが最高権威である前議長がおいては入札妨害事件、これをやはり反省しなければならない。それは我々議員にも

責任があつたのではないか。もちろん行政にもあつたと思う。それは我々同僚議員が、部長に、助役に、それぞれの立場でお願いをした。そのことが最高権威である前議長がおいては入札妨害事件、これをやはり反省しなければならない。それは我々議員にも

西地区の二ヵ所の場所で言っている。そうすると、お父さん、お母さんたちは、来年かは、例えそれが民間が資金難で辞めたとした場合、すぐ結論として、町長は住民に約束したことはやらなければならない。

西地区の二ヵ所の場所で言っている。そうすると、お父さん、お母さんたちは、来年かは、例えそれが民間が資金難で辞めたとした場合、すぐ結論として、町長は住民に約束したことはやらなければならない。



町民との約束は守られているのか

千葉 莊康 議員

教育行政について

問 今年の一年間というのは行政においても、又それぞれの立場でも苦労のあつた年であつたと思っている。当別町においては入札妨害事件、こ

れをやはり反省しなければならない。それは我々議員にも

西地区の二ヵ所の場所で言っている。そうすると、お父さん、お母さんたちは、来年かは、例えそれが民間が資金難で辞めたとした場合、すぐ結論として、町長は住民に約束したことはやらなければならない。

西地区の二ヵ所の場所で言っている。そうすると、お父さん、お母さんたちは、来年かは、例えそれが民間が資金難で辞めたとした場合、すぐ結論として、町長は住民に約束したことはやらなければならない。

きである。

次に、上当別の児童に対する就学助成についてであるが、この地区は小学校の統合の際、交通費を助成した経緯があり、今も続いている。ところが、残念なことに石狩当別線のバスがその時間帯に無いということになつた時、どうすれば良いのか。これは、教育委員会の大きな問題である。現実を踏まえて、対処すべきである。

町長 私立幼稚園の計画中止の件であるが、私としても残念であり、指摘の通り期待をしながら、住民懇談会の折、計画説明をした経緯がある。

就園希望者には、現在の通園バス運行はもちろんあるが、道教委にも指導を受ける



ダムの背後地

は明言をしていない。しかし、今後も実現に向けて前向きに検討していきたい。

教育長 中小屋小学校の失火原因は、校長が校舎壁面に沿つて灯油式ガスバーナーで草焼きをしていた火が校舎に引火したものである。現時点では調査中であり、道教委では警察の処分を待つて対応したいと伺っている。又、私の処分については、教職員の処分を待つて自分なりに判断をしていきたいと考えている。

次に、本年七月二十五日で石狩線のバス運行が廃止となり、又同地区は学校統廃合による遠距離通学でもあることから、来年四月からスクールバス運行で対応していきたいと考えている。

それと同時に、幼稚園についても懇談会で言つた事実がある。地域の方は、新年度に建設される喜んでいた。それを踏みにじることだけは、絶対に許せない。

町長 今の青少年のサッカーに寄せる情熱は大変なものがある。たくましく健全な青年

年の育成と町のスポーツ振興の上からも、今後も実現に向けて前向きに検討していく。

教育長 現在、議会の理解を得ながら、町立幼稚園の希望者に対し、通園バスを運行し対応しているが、今後も本地区は幼児の増加が予測されるので、町長と一緒に関係機関と連携を取りながら、積極的に対応していきたいと考えている。

次に、道民スポーツ大会の結団式の時、サッカーフィールドを作るとしたら、来年作るんだという認識を皆さんを持っている。もし財政が厳しいならば、厳しいならば、理事者が効率の良い補助を搜しこれをやらなければならぬ。

次に、サッカーフィールドを作りたいと考えている。次に、建設年度について

企業団の受益住民のみんなの願いだと思う。

しかし、カムイジャンボリーは、農薬を使わないと言つてはいる。当別町では、農業に農薬を使うなどと言えるのか、ここではつきり言つた方がいいと思う。

町長 道民の森の計画に伴い、スポーツ、レクリエーション施設などを民間活力を導入して整備を進めることとし、平成元年に道においてカムイジャンボリー高原開発事業が誘致されたところである。平成六年から北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価が実施されており、平成七年一月には知事の審査意見書や当別ダムの利水者である石狩西部広域水道企業団と町との協議において、水質や環境に与える影響は少ないとされているところである。

泉亭議員にも答弁したとおり、道と林野庁などの協議結果も踏まえながら適切に対応して、対処していきたいと考えている。

問 カムイジャンボリーは、道が率先的に誘致してきた。

それは、ダムの問題があつて、その背後地の人達の働く場所、それも通年雇用という

ような形の中で、カムイジャンボリーがそれに乗ってきたのではないのか。我々は、ダムの特別委員会で何度も論議した。ゴルフ場は、農薬を使わないということを聞いていた。

しかし、悪い可能性のある水は要らない。工法上でどうするかと、真剣に道と詰めなければならないと思う。

もし、スキー場とゴルフ場が出来るなら、貯水槽でも設けた。そこからダムの下まで引つ張つてくるというのも方法論の一つと思う。それが今現在で可能なのか、可能でないのか。

こういうことも考え合わせなければならない時期に来てゐるのではないか。

私たちが審議過程の時は、そういう悪い水は流れないということである。

町長 町においても、青山地域における重要なプロジェクトとして位置づけをし、今日まで推進してきたことは、千葉議員も承知のとおりである。道知事は、林野庁協議を明言しており、協議の結果を踏まえながら適切に対応して、対処していきたいと考えている。

問 カムイジャンボリーは、道知事は、林野庁協議を明言しており、協議の結果を踏まえながら適切に対応して、対処していきたいと考えている。

町長はとらえているのか。今議会にも反対意見が出た。ダムを作るのに、誰でもきれいに安心出来る水が欲しかった。その背後地の人達の働く場所、それも通年雇用といふ

公共施設のトイレの改善策について

ビトエ中島地区の現況について

く。

家庭では、水洗化だと、いろいろなことをしているが、公共施設、特に僻地保育所では、まだそういう改善策がされていない。一度にすることが好ましいが、町では年次計画でも立てているのか。あるとすれば、来年度はどこで、何年計画なのか伺いたい。

役場で、時たま大きな声を出している住民もしくは、そういう人がいるのを聞いたことがある。よく聞いて見ると、札幌大橋を渡った右手の堤防の古川があるところに当別の住民がいる。それに伴う開発行為らしいが、どういうことを要求してきているのか。どういう目的でそういう人が開発行為をしようとしているのか伺いたい。

町長の政治姿勢について

町長 商工連盟全国連合会と島地区的開発行為について、これを見ることになるので、これを基本に対応することを終始説明をしてきている。

町長は後援会から来年に向かっての立起声明を促されたと聞いている。そうするならば、今こそ、そういう問題は、自分にかかるべき火の粉。例えば町長の娘の住民票を登載したのかしないのか。それをあなたがしたのか、しないのか。端的なことである。せめてこの十二月の最後の議

宅地開発したいので、当別町に協力を求め、平成六年十

月一日に来庁以来、十七回來

し、話し合いをしている。

町の基本的な考え方として、

第三次総合計画に基づき判断

することになるが、ビトエ中

島地区は都市的利用を図る位

置づけになつていないので、

これを基本に対応することを

終始説明をしてきている。

町長は後援会から来年に向

かっての立起声明を促された

と聞いている。そうするなら

ば、今こそ、そういう問題は、

自分にかかるべき火の粉。

例えば町長の娘の住民票を

登載したのかしないのか。そ

れをあなたがしたのか、しな

いのか。端的なことである。

せめてこの十二月の最後の議

会の時、自分を潔白にし、そ

して新たな二選目に向かつて

町長の決意を私は聞きたい。

町長 先ほども泉亭議員に答

弁したように、法に触れるよ

うなことはしていないが、千

葉議員の発議を貴重な意見と

受け止め、今後の行政執行に

努めていく。

又、二期目については、ま

ず残された約八カ月の任期を

全力で全うする決意を表明し

たいと思うが、二期目に向け

ては、後援会から要請は受け

たが、今後健康等も考慮しな

がら決断したいと考えている

ので、今しばらくの間、猶予

を願いたい。

委員会報告 第2回臨時会

文教厚生常任委員会報告書

本委員会は、平成8年12月25日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

○陳情書 東裏保育所トイレ水洗化について

町保育所は町内に10カ所運営されており、その内5カ所の保育所は現在、水洗化未実施という状態である。このことは、環境衛生上からも早急に整備する必要があると考え、未実施5カ所の保育所は、速やかに水洗化に改善する様、望むものである。

よって、本件願意妥当と認め、採択する事が適当と認めた。

平成8年12月25日

議長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

文教厚生常任委員会報告書

本委員会は、平成8年12月25日、平成9年2月10日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め、説明を聴取し慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

○陳情書 中小屋小学校再建（独立校舎）について

平成8年9月13日、中小屋小学校が全焼という、いたましい火災を涙ながらに目撃した児童は、生涯忘れ得ぬショックを受けたものと思慮される。心に負った傷をいやすためにも、1日も早い再建が必要と考えられる。

また、地域住民の熱き気持ちも伝わるものであり、理事者は学校建設に向かって、速やかな対応をされる事を強く望み、本件願意妥当と認め、採択する事が適當と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成9年2月10日

議長 青山 義虎様

委員長 柏樹 正

平成8年 当別町議会会議出欠一覧表

(平成 8 年 1 月～平成 8 年 12 月)

...出席 ...欠席

議員名	本会議															常任委員会				特別委員会								
	2 22	3 8	3 11	3 18	3 21	6 18	6 19	6 20	6 21	9 17	9 24	9 25	9 26	9 27	12 11	12 12	12 13	12 16	総 産 建 文 議 議 學 園 都 市 線 電 化 ・ 複 線 化 ・ 當 別 大 通 整 備 促 進 審 查 札 幌 広 域 圈 組 合 の 設 立 に 關 す る 審 查 H ・ 8 年 予 算 審 查 H ・ 7 年 決 算 審 查	H ・ 8 年 予 算 審 查 H ・ 7 年 決 算 審 查								
宮本勝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	2	10	16	2	3	2	2	6	4
島田裕司	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			13	9		2	6	5		
小寺和昭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			12	8		2	6	5		
川村勇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8				2	6	5		
林義夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7					1	6	3		
木屋路喜一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12			10		2	6	5		
後藤正洋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		14	9		2	6	5			
熊谷一哉	○	○	○	○	○	(H 8.5.18逝去)										3				2								
前沢昭治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8			4	2	6	5		
内海英徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8	17	1	4	2	6	5		
菊崎善雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11		4	9	1	2	6	5		
村上弘志	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8	17	10	4	2	6	5		
田畠富美男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10		4	3		2	6	5		
湯浅俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9		10	4	2	6	5			
小武正寿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		19	5	4	2	6	5		
小林淳一	○	×	×	×	×	×	×	×	×	(H 8.8.25逝去)										2	4							
谷保茂一	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	6		6			2	1	5		
竹田和雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		8		5		2	6	5		
柏樹正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		14	8	5		2	6	5		
千葉莊康	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	10		17		4	1	5	5		
泉亭俊彦	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8		18			2	6	4		
堀梅治	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		19		4	2	6	5		
川村弘司	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7		10			1	4	2		
青山義虎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1	7	1	19	1	3	2	6	3

12・27	12・26	12・25	12・24	12・11～16	12・6	12・5	12・4	12・2
札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会	文教厚生常任委員会	総務常任委員会	札幌広域圏組合の設立に関する審査特別委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	総務常任委員会	建設常任委員会	学園都市線電化・複線化促進特別委員会
議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会広報特別委員会	議会広報特別委員会	文教厚生常任委員会	文教厚生常任委員会
議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	議会運営委員会	建設常任委員会	建設常任委員会
2・28	2・27				2・24	2・20	2・14	1・10
議会運営委員会	議会運営委員会				文教厚生常任委員会	総務常任委員会	建設常任委員会	議会運営委員会

議会のうごき

あとがき

今年は、豪雪地帯を忘れさす記録的な暖冬少雪と思っていた今日この頃でした。が二月中旬に降りだした雪は何か心配なことがあります。

さて、本号は十二月定例会の議案審議、一般質問を中心にはじめています。議会だよりは、分かりやすく、親しまれる紙面づくりを念頭に、研鑽に努めて昭和四十七年一月に発行されて以来、今年で二十五年一〇八号を発行してきましたが、紙面の都合等、その意を充分反映出来ない事もありますので、議会を傍聴し、理解を深めていただきたいと思います。

又、議会だよりに対し、お気付きの点についてはご意見をお寄せ下さい。

皆様と共に、まちづくりを考え、行動したいと思います。